

監査委員公表第525号

平成23年8月31日付け監査第440号で提出した監査結果の報告に対し、大分県知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により次のとおり公表する。

平成24年3月30日

大分県監査委員 米 濱 光 郎
 大分県監査委員 姫 野 邦 子
 大分県監査委員 田 中 利 明
 大分県監査委員 平 岩 純 子

1 指摘事項についての措置状況

監査対象機関	監査実施日	監査結果の指摘事項及びその措置状況
(総務部)		
西部振興局	平成23年6月7日から 平成23年6月9日まで 平成23年6月29日	<p>指摘事項</p> <p>公用車の運転中、スリップにより右前部が大型トラックに衝突し、公用車が廃車になった事例のほか、自損事故による公用車の破損があり、多額の損害が発生していることが認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>職員に対する交通安全意識の高揚、事故防止を図るため、交通安全研修、局内会議等あらゆる機会を通じた指導や交通安全啓発行事への幹部職員の参加などに努めてきたところであるが、大幅な事故件数の減少にはつながらなかったことから、以下の取組を新たに行うこととした。</p> <p>①職員対象の交通安全研修の実施回数を年1回から年2回に増やす。</p> <p>②職員を対象にアンケート式のドライバーチェックを実施し、各自に自分の運転特性を理解してもらう。</p> <p>③交通安全県民運動の「シンボルマーク」を全公用車の助手席前に貼付し意識啓発を図る。</p>
(土木建築部)		
日田土木事務所	平成23年5月17日から 平成23年5月19日まで 平成23年5月26日	<p>指摘事項</p> <p>大雨、台風時の道路への落石等による災害を防止するための「道路防災監視システム」については、年2回の定期点検により、システムの維持・管理を行っている。</p> <p>各定期点検後、道路利用者に対し大雨、落石等の情報を提供する「道路気象情報表示板」の文字が欠落して表示されるので早急に修理・交換を要する等の報告を受けていたが、修理等がなされたのは、点検の6か月後から1年後であったことが認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>当該表示板の補修は平成22年2月に完了しており、その後、当該表示板の異常はみられない。</p> <p>今後も、当該システムに障害が生じた場合は、障害の程度、道路利用者への影響度合いを考慮しながら、早急な復旧に努める。</p>

2 注意事項についての措置状況

監査対象機関	監査実施日	監査結果の注意事項及びその措置状況
(総務部)		
東部振興局	平成23年6月21日から 平成23年6月23日まで 平成23年7月11日	<p>注意事項①</p> <p>公用車の交通事故により損害の発生が認められた。</p>

		<p>措置状況① 交通法規の遵守及び安全運転について、会議等での周知や班総括等による運転前の声かけ等を通じて、より一層の徹底に努める。また、交通安全研修会の開催に当たっては、より多くの職員が参加できる日程を設定するとともに研修内容の充実に努める。</p> <p>これらの取組を通じて、職員の交通安全意識の高揚を図り、事故の再発防止に万全を期していく。</p> <p>注意事項② 平成22年度車両購入計画により買換えを予定していた車両について、誤って自動車検査証の更新等の手続を行った事例が認められた。</p> <p>措置状況② 更新予定車両の一覧表を主管課経由で早期に入手し、総務班全体で情報共有するとともに、毎回の車検発注時に誤発注がないよう複数の職員によるチェックを行うなど事務手続に万全を期していく。</p>
中部振興局	平成23年6月14日から 平成23年6月16日まで 平成23年7月5日	<p>注意事項① 水産物流通加工総合対策事業費補助金について、補助事業の開始後に日付を遡及して交付決定を行っていた事例が認められた。</p> <p>措置状況① 追加の事業要望が多く、予算の調整が必要になり内示が遅延したことが遡及せざるをえなかった原因であるので、事業要望の情報収集を漏れなく行い、また、事業計画策定を早期に行うなど事務処理を改善する。</p> <p>注意事項② 公共工事の施工の用に供するための土地の賃貸借契約において、契約の相手方の死亡後、契約の相手方の子が作成した本人名義の請求書を基に賃借料の支払をしていた事例が認められた。</p> <p>措置状況② 今後は、本人の死亡の事実が判明した時点で相続人の確認を行い、相続人からの請求書により支払を行うこととする。</p> <p>注意事項③ 地域活性化総合補助金において、補助事業者が一者見積りにより施設整備や物品の購入について随意契約を行っている事例などが認められた。</p> <p>措置状況③ 補助事業者に対して、見積合わせの実施などによる契約の競争性・透明性の確保について指導することとした。</p> <p>注意事項④ おおいた集落営農組織育成・強化緊急対策事業において、完了確認検査を行っていない事例が認められた。</p> <p>措置状況④ おおいた集落営農組織育成・強化緊急対策事業は、平成22年度で廃止となったが、当該事業の内容の一部を引き継いだ集落営農経営発展支援事業の補助金交付要綱を一部改正し、完了届に間接補</p>

		<p>助事業者への支払済みであることの証拠書類を添付することとし、完了届受領後に完了確認検査を行うこととした。</p> <p>注意事項⑤ 公用車の交通事故により損害の発生が認められた。</p> <p>措置状況⑤ 局内の各級会議、衛生委員会を通じて注意を喚起するとともに、外部講師による交通安全講習会を開催し、交通安全教育に取り組んだ。引き続き、職員に対して、交通法規の遵守と交通安全に関する意識の高揚を図るとともに、事故の再発防止に努める。</p> <p>注意事項⑥ 公務旅行における自家用車の使用について、旅行命令権者の登録を受けずに自家用車を使用するなど、適正を欠く事例が認められた。</p> <p>措置状況⑥ 「旅費事務取扱要領」に基づき、登録手続を完了した。今後は、担当者が長期不在などの場合は、事務の引継ぎ等を確実にし、決裁手続の遅延などがないように適正な事務処理を行う。</p>
<p>南部振興局</p>	<p>平成23年5月24日から 平成23年5月26日まで 平成23年6月1日</p>	<p>注意事項① 現金収納事務において、使用料等領収した現金の金融機関への払込みが遅延している事例が認められた。</p> <p>措置状況① 担当者不在であっても、出納員又は臨時出納員のどちらかが規定の払込日までに払い込むよう改善した。</p> <p>注意事項② 鳥獣被害防止総合対策交付金において、有害鳥獣捕獲用わなの購入が年度末近くになったため、交付した補助金が十分な効果を発揮していない事例が認められた。</p> <p>措置状況② 年度当初から被害防止計画や事業実施計画の内容を十分審査するとともに、定期的に事業の進捗管理を行うなどして事業の適正な執行を指導する。特に、有害鳥獣捕獲用わなについては、狩猟者登録後の10月上旬をめどに購入し有害鳥獣駆除に利用する。</p> <p>注意事項③ 地域活動支援費補助金等において、交付決定事務が遅延し、補助事業の開始後に交付決定手続が行われていた事例が認められた。</p> <p>措置状況③ 事業主体において、交付申請に必要な書類の整備が遅延したことが原因であるので、今後は、事業主体に迅速な補助金交付申請書の提出を指導し、交付決定手続を迅速に処理する。</p> <p>注意事項④ 治山工事において、最低制限価格の算定に誤りが認められた。</p>

		<p>措置状況④ 工事経理担当、工事担当及び各班総括それぞれで計算した最低制限価格を突合することによって計算ミスの発生を防ぐよう改善した。 今後も、内部チェック体制を強化し適切な事務処理に万全をつくす。</p> <p>注意事項⑤ 証紙及び切手の受払いにおいて、決裁権者の在・不在にかかわらず、常時代決していたことが認められた。</p> <p>措置状況⑤ 振興局長在庁時は局長が決裁し、不在時に次長が代決とするよう改善した。</p>
<p>豊肥振興局</p>	<p>平成23年5月23日から 平成23年5月25日まで 平成23年6月9日</p>	<p>注意事項① 職員住宅貸付料の滞納者に対して督促状を発行していない事例が認められた。</p> <p>措置状況① 今後は、大分県債権管理規則にのっとり、督促状の発行を行う。</p> <p>注意事項② 地域活動支援事業費補助金等において、変更承認申請を事後に行っているほか、補助事業者が一者見積りによる随意契約で物品購入等を行っている事例などが認められた。</p> <p>措置状況② 今後は、補助事業者に対し、適切な補助事業の執行に努めるよう、また、補助金の効率的な執行の観点から競争性のある契約方法とするよう指導する。特に随意契約による場合はその適否及び契約相手方の選定理由の妥当性など契約の透明性が確保されるよう指導する。</p> <p>注意事項③ 消防用設備等点検結果報告書において、自動火災報知設備に係る点検結果が不良とされていた箇所について、6か月以上にわたり修繕等の措置が取られていない事例が認められた。</p> <p>措置状況③ 修繕の必要があった火災報知設備については、取替えを行った。今後、点検等で指摘を受けた場合は、適切に対応する。</p>
<p>西部振興局</p>	<p>平成23年6月7日から 平成23年6月9日まで 平成23年6月29日</p>	<p>注意事項① 公衆電話取扱手数料について、通帳から出金した現金の納入が遅延しているなど適正を欠く事例が認められた。</p> <p>措置状況① 今後、公衆電話取扱手数料に限らず、現金の納入については、期限を厳守し、適正に行うため、以下の取組を行うこととした。 ア 調定決議書の決裁時に副任及び班総括が納期限を担当者に確認する。 イ 担当者は納期限を所属の行事予定表に記録する。通帳から出金手続をする際に班総括は納入通知書も併せて確認し、出金時の即時納付を指導する。</p> <p>注意事項②</p>

		<p>地域活性化総合補助金について、補助事業者が要綱で規定されている財産台帳を作成していないなどの事例が認められた。</p> <p>措置状況② 財産台帳作成及び備品表示がされていない事業者については、参考様式を示して指導を行い、整備済であることを確認した。今後は、完了検査時に台帳整備及び備品表示の確認を行うなど、適正な指導に努める。</p> <p>注意事項③ 県有土地改良財産について、市への譲与手続の遅滞や管理方法等について適正を欠く事例が認められた。</p> <p>措置状況③ 市町への譲与が遅延している19件のうち、1件の譲与を完了した。今後も遅延原因である未登記の解消、更に市町との協議を進め、財産の譲与に努める。また、市町に管理委託している財産について、管理調書により確認し、受託者から徴する管理状況報告書の提出漏れがないよう努める。</p> <p>注意事項④ 実証展示を行うために畜産農家に貸し付けている放牧用電気牧柵について、物品の部外貸付けの手続を行っていない事例が認められた。</p> <p>措置状況④ 注意のあった物件については、物品貸付手続を完了した。今後は、事業担当職員に対して、物品貸付手続についての研修を行うことにより理解を深め、物品の適正管理に努めたい。</p> <p>注意事項⑤ 証紙、切手及び燃料券の受払いにおいて、決裁権者の在・不在にかかわらず、常時代決していたことが認められた。</p> <p>措置状況⑤ 振興局長在庁時は局長が決裁し、不在時に次長が代決とするよう改善した。</p> <p>注意事項⑥ 公務旅行における自家用車の使用について、旅行命令権者の登録を受けずに自家用車を使用しているなど、適正を欠く事例が認められた。</p> <p>措置状況⑥ 今後は、自家用車登録の承認状況を一覧表に整理のうえ、自家用車使用による旅行命令を行う際には、事前に一覧表により承認の有無を確認することとする。また、総務担当者は登録承認状況を常に把握整理し、旅行命令権者に対し一覧表の提供を行うこととする。</p>
北部振興局	平成23年6月1日から平成23年6月3日まで 平成23年7月6日	<p>注意事項① 鳥獣被害防止総合対策交付金において、有害鳥獣捕獲用わなの購入が年度末近くになったため、交付した補助金が十分な効果を発揮していない事例が認められた。</p> <p>措置状況① 平成23年度においては、10月の狩猟者登録後直</p>

ちに発注できるよう準備し、年内貸与することで今年度の猟期中に活用できるよう指導した。

注意事項②

地域活性化総合補助事業において、補助事業者が一者見積りによる随意契約で物品購入等を行っている事例が認められた。

措置状況②

今後は、補助事業者に対し、補助金の効率的な執行の観点から競争性のある契約方法とするよう指導する。特に随意契約による場合はその適否及び契約相手方の選定理由の妥当性など契約の透明性が確保されるよう指導する。

注意事項③

内水面漁業振興事業費補助金等において、交付決定事務が遅延し、補助事業の開始後に交付決定手続が行われていた事例が認められた。

措置状況③

補助金交付申請書の内容の一部に不備があり、事業主体がその修正に時間を要したことが遅延の原因であるので、今後は、交付申請書の内容不備について早期に適切な指導を行うことにより迅速な交付決定手続を行う。

注意事項④

おおいた集落営農組織育成・強化緊急対策事業等において、完了確認検査を行っていない事例が認められた。

措置状況④

おおいた集落営農組織育成・強化緊急対策事業は、平成22年度で廃止となったが、当該事業の内容の一部を引き継いだ集落営農経営発展支援事業の補助金交付要綱を一部改正し、完了届に間接補助事業者へ支払済みであることの証拠書類を添付することとし、完了届受領後に完了確認検査を行うこととした。

注意事項⑤

県営林産物概算売買契約において、契約保証金を納めさせる必要があったにもかかわらず、徴収していない事例が認められた。

措置状況⑤

今後は、大分県契約事務規則に基づいて、適切に契約保証金の徴収を行う。

注意事項⑥

氷蓄熱システム保守管理業務について、冷暖房切替保守整備に係る点検報告書等が一部適切に管理されていない事例が認められた。

措置状況⑥

今後は、受託業者が点検を行った都度、報告書の提出を求めることとする。

注意事項⑦

総合庁舎の耐震補強工事を行っているにもかかわらず、長期にわたって当該県有財産の価格改定手続を行っていないことが認められた。

措置状況⑦

定期監査後、直ちに当該価格改定を行った。今

別府県税事務所	平成23年6月9日 平成23年7月11日	<p>後は、適正な県有財産の管理に努める。</p> <p>注意事項 公用車の交通事故により損害の発生が認められた。</p> <p>措置状況 所長等から全職員に対して交通法令を遵守し交通安全を心がけるよう改めて指導するとともに、全職員参加の交通安全研修会を実施した。 今後は、次のような対策を実施する方針である。 ①所長が毎月開催する課長・班総括会議において、交通安全意識の高揚、交通事故防止について指導することとし、また、その会議を踏まえ、各課ごとの会議において、各課長が交通事故防止の徹底について、必ず指導する。 ②職員が旅行に出かけるときは班総括等が必ず、安全運転を心がけるよう声かけを行う。 ③車両を後退させるときは、車両の後方で誘導することを徹底する。 ④体調が悪い職員には運転させないことを徹底する。 ⑤別府市内の狭隘な道路の旅行においては接触（自損）事故防止の観点から軽自動車を積極的に活用する。</p>
（土木建築部）		
豊後高田土木事務所	平成23年4月12日から 平成23年4月14日まで 平成23年5月11日	<p>注意事項① エレベーター保守点検委託において、年次結果報告書が未提出にもかかわらず、委託料を支払っていた事例が認められた。</p> <p>措置状況① 今後は、支払時に仕様書の確認等の審査を十分に行い、適正な事務の執行に努める。</p> <p>注意事項② 道路維持補修業務委託契約において、側溝蓋の新規設置など契約内容に含まれていない業務を行わせているなど適正を欠く事例が認められた。</p> <p>措置状況② 委託契約の内容について適用範囲を定めた特記仕様書を職員に再確認させるとともに、今後は適正な予算執行に努める。</p> <p>注意事項③ 道路維持補修業務委託契約等の業務実施に係る書類について、必要事項の記載がないものや供覧されていないものなどが多数認められた。</p> <p>措置状況③ 適期での書類作成、決裁を徹底するとともに、月ごとに提出される履行報告との突合を行うなどチェックを徹底する。</p>
別府土木事務所	平成23年4月19日から 平成23年4月21日まで 平成23年5月18日	<p>注意事項① 港湾の防波堤上に設置された水銀灯が欠落し、照明灯として機能していないにもかかわらず、定額電灯料金を支払っていた事例が認められた。</p> <p>措置状況① 他の街灯等について調査を行い、問題がないことを確認した。また、電気料の支払に際して、電柱の確認が的確にできるよう電気料の請求書に電</p>

		<p>柱番号が記載されるよう改善した。なお、街灯の機能確認のため、年2回の夜間点検確認を徹底する。</p> <p>注意事項② 道路維持補修業務委託契約及び河川等維持補修業務委託契約において、契約内容に含まれていない業務を行わせているなど適正を欠く事例が認められた。</p> <p>措置状況② 委託契約の内容について適用範囲を定めた特記仕様書を職員に再確認させ、必要な業務については、別途予算措置をするなど、今後は適正な予算執行に努める。</p> <p>注意事項③ 公用車の交通事故により損害の発生が認められた。</p> <p>措置状況③ 事故発生後、所内課長会議及び安全衛生委員会で安全運転励行の徹底を図った。今後は、交通安全に関する議題を取り上げる機会を増やし、交通事故防止に努めることとした。</p>
大分土木事務所	平成23年5月17日から平成23年5月19日まで平成23年6月2日	<p>注意事項① 港湾使用料において、収入未済額が多額であり、前年度と比較して収入未済額が増加し、収納率も低下していることが認められた。</p> <p>措置状況① 活動停止状態にある法人分については、消滅時効が成立しているものについては不納欠損処分を行うとともに、それ以外で預金の存在が把握ができたものは強制徴収を行うなど、今後も徴収を続ける。 個人使用者分については、事案ごとに未収原因を検証し、債権管理マニュアル（港湾経営室作成）に基づき徴収することとするともに、平成18年度発生未納分については、時効にかからないよう対応していく。</p> <p>注意事項② 用地交渉手当について、申請手続きがされず支給されていない事例が認められた。</p> <p>措置状況② 用地交渉日誌の回覧時に用地交渉手当の申請がされているか各班総括がチェックし、手続きに遺漏のない体制をとることとした。</p> <p>注意事項③ 水道料金の支払において、支払遅延を生じたうえに、預金口座から直接現金を引き出し料金を支払うなど適正を欠く会計処理が認められた。</p> <p>措置状況③ 今後は、支払漏れ等がないよう、チェック体制を強化し、適正な事務処理を行うよう徹底することとした。</p> <p>注意事項④ カラーコピー等の支出において、単価契約を締結していないにもかかわらず、見積書を徴することなく会計処理を行うなど適正を欠く事例が認め</p>

		<p>られた。</p> <p>措置状況④ 今後は、見積書を徴する等適正な事務処理に努める。</p> <p>注意事項⑤ 公用車の交通事故により損害の発生が認められた。</p> <p>措置状況⑤ 毎月の課長会議や班総括会議で、交通安全意識の高揚や事故の再発防止についての指導を実施するとともに、交通安全講習会等を開催し、職員への周知を図った。 今後は、より一層、職員に対し交通安全意識の高揚や事故の再発防止の周知徹底を図っていく。</p>
臼杵土木事務所	平成23年4月5日から 平成23年4月7日まで 平成23年4月21日	<p>注意事項① 用地交渉手当について、申請手続きがされず支給されていない事例が認められた。</p> <p>措置状況① 申請漏れとなっていたのは、技術職員分であるので、用地班が作成する用地交渉日誌にチェック欄を設け、技術担当部署に回覧する際に申請手続きがされているかチェックする体制をとることとした。</p> <p>注意事項② 大型図面折り機の賃借契約（長期継続契約）において、競争入札によるべきところを随意契約により契約を締結している事例などが認められた。</p> <p>措置状況② 今後、長期継続契約を行う場合は、契約事務規則を遵守し、契約予定総額により契約方法を決定するよう注意する。</p> <p>注意事項③ 庁舎自家用電気工作物保安管理委託において、改修を要する旨の点検結果報告を受けていながら、改修をしていないことが認められた。</p> <p>措置状況③ 改修を要するとの報告を受けた蓄電池の触媒線だけでなく蓄電池本体も設置後年数が経過していることから、蓄電池本体の交換も行うことにした。</p> <p>注意事項④ 購入及び管理換えした備品について、備品使用簿及び物品管理換書が整備されていないことが認められた。</p> <p>措置状況④ 購入時の記載漏れ対策としては、購入に係る支出命令決議書決裁時に、備品出納簿・備品使用簿への記載を確認することとした。 管理換えについては、管理換書の決裁時に「備品出納簿登記欄」の記載・押印及び備品出納簿・備品使用簿への記載状況を確認することとした。</p>
佐伯土木事務所	平成23年4月19日から 平成23年4月21日まで 平成23年5月19日	<p>注意事項 公用車の交通事故により損害の発生が認められた。</p>

		<p>措置状況</p> <p>交通安全研修の実施や各会議での交通安全の周知徹底を行うことにより交通安全意識の一層の高揚を図り、事故の再発防止に努める。</p>
豊後大野土木事務所	平成23年4月5日から平成23年4月7日まで 平成23年4月20日	<p>注意事項①</p> <p>砂防ダム工事に係る工事設計書について、残土処理工の数量を誤ったことによる過大積算が認められた。</p> <p>措置状況①</p> <p>設計書のミス防止について、審査体制の強化を図り再発防止に努めていく。</p> <p>注意事項②</p> <p>公用車の交通事故により損害の発生が認められた。</p> <p>措置状況②</p> <p>毎月の所内会議において、交通安全の徹底を図っているところであるが、研修会の開催、交通安全運動のボランティア参加などにより日常的に職員の意識の高揚を図る。</p>
玖珠土木事務所	平成23年5月17日から平成23年5月19日まで 平成23年5月26日	<p>注意事項</p> <p>河川改良工事に伴い実施する町道橋架け替えに係る町からの受託事業について、町と締結した実施協定書に負担金の納入時期が明記されていない事例が認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>受託事業に係る協定締結についての取扱いを定めた土木建築企画課長通知にのっとった適正な処理を行うよう、職員に改めて周知徹底するとともに、町へも説明の上、円滑な事務処理のための協力を要請した。</p>
日田土木事務所	平成23年5月17日から平成23年5月19日まで 平成23年5月26日	<p>注意事項①</p> <p>道路パトロール車2台に係る自賠責保険料について、過去3回にわたり過大に支払っていることが認められた。</p> <p>措置状況①</p> <p>保険会社に対し、過払分の返還請求を行い返還が完了した。 今後は、保険代理店から請求される保険料区分の適否を十分確認し、適正な保険料額で支払を行うよう徹底する。</p> <p>注意事項②</p> <p>路面維持補修業務委託において、業務委託検査調書の記載、押印がされていないなど適正を欠く事例が認められた。</p> <p>措置状況②</p> <p>適期での書類作成、決裁を徹底するとともに、個別業務ごとに事務進捗の確認をしていく。 また、月ごとに提出される履行報告との突合を行うなどチェックを徹底する。</p> <p>注意事項③</p> <p>国道442号等の交通安全工事での変更契約において、業者への指示、協議内容を記録した「指示・承諾・協議書」が作成されていないことが認められた。</p>

		<p>措置状況③ 文書での指示を定めた工事請負契約約款の内容を十分理解するよう職員に徹底するとともに、個別工事についての指示状況を班総括及び担当課長が確認するなど、書面による指示の徹底を図る。</p> <p>注意事項④ 道路法に基づき県が行う道路占用許可について、更新申請がされておらず、無許可で道路占用をしている事例が認められた。</p> <p>措置状況④ 道路占用料免除の対象者について更新指導が徹底されていなかったことから、今後は、免除の有無にかかわらず、未更新の状況を的確に把握するとともに、申請書提出の催促を強化し、適正な道路占用許可業務を行うよう徹底する。</p> <p>注意事項⑤ 平成22年4月に安全運転管理者が変更となっているが、安全運転管理者等選任報告を所定の手続により行っていないことが認められた。</p> <p>措置状況⑤ 所定の手続により用度管財課への報告を行った。今後は、異動時の事務手続一覧を作成するなど、確実な事務引継を図り、安全運転管理者変更時の適正な手続を徹底する。</p>
中津土木事務所	平成23年4月12日から 平成23年4月14日まで 平成23年5月10日	<p>注意事項 舗装新設工事に係る工事設計書について、排水性アスファルト合材の資材単価を誤ったことによる過小積算が認められた。</p> <p>措置状況 組織内チェック体制を強化するため、所長から全職員に対して積算等の書類作成後、再度の確認を確実に実施すること、課長等の幹部職員に対して、書類審査を部下職員まかせにしないこと、班総括等に対して関係職員に対する懇切な指導と作成書類の詳細な審査・確認を行うことを周知・徹底した。</p>
宇佐土木事務所	平成23年4月12日から 平成23年4月14日まで 平成23年5月11日	<p>注意事項 道路占用料について、道路占用台帳の整備が不十分であるために調定額に誤りが認められた。</p> <p>措置状況 過去の関係書類等を調査し、未記載となっていた占用期間、占用料及び許可番号等の情報を道路占用許可台帳に記載するとともに、調定作業時には道路占用者に電柱数の事前照合等を行うことで、適正な事務処理に努める。</p>